

令和6年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和6年3月4日（月曜日）午後1時21分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

土屋 忠和	委員長	黒須 俊隆	副委員長
斉藤 完育	委員	猪崎 紀人	委員
上代 和利	委員	北田 宏彦	委員

出席説明員

参事（総務課長 事務取扱）	秋本 勝則	総務課副課長	古内 晃浩
総務課主査 兼行政班長	秋田谷 知則	総務課主査 兼人事班長	高橋 和也
総務課主査 兼情報政策・ 業務改革推進班長	小倉 博明		
企画政策課長	飯高 謙一	企画政策課副課長	久保 崇
企画政策課主査 兼政策推進班長	齋藤 友康		
財政課長	古内 衛	財政課副課長	内山 義仁
財政課主査 兼財政班長	加藤岡 大祐	財政課副主査	三浦 雅人

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部 一男	主査	山本 卓也
主任書記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 請願、陳情（継続・新規付託案件）の審査

① 継続

（令和5年）

- ・陳情第10号 市長や副市長、教育長等、自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている役職の者等と関わりのある企業が、本市の公共事業を受注する事を制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情

② 新規

- ・請願第4号 豪雨による減災対策を求める請願
- ・陳情第4号 J R永田駅下り改札口設置についての陳情
- ・陳情第7号 市民の生活を守るために、道の駅を造る事を中止してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査

- ・議案第17号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務課）
- ・議案第19号 大網白里市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
（総務課）
- ・議案第20号 大網白里市企業等誘致条例の一部を改正する条例の制定について
（企画政策課）
- ・議案第26号 大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第27号 大網白里市土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
（財政課）

- ・議案第28号 大網白里市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について
(財政課)
- ・議案第29号 大網白里市企業版ふるさと納税基金条例の制定について (企画政策課)
- ・議案第33号 財産の取得について (財政課)

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1 時 2 1 分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、請願が 1 件、陳情のうち継続審査が 1 件、新規付託が 2 件、議案が 8 件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いします。

なお、本日も A I 反訳システムを使用いたしますので、皆さん必ずマイクを使用願います。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長進行をお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 傍聴希望者はいますか。

（「います」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 傍聴の希望がありましたのでこれを許可します。

傍聴者を入手させてください。

（傍聴者入室）

○委員長（土屋忠和委員長） では、次に進みます。

本日の出席委員は 6 名です。委員会条例第 14 条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎令和 5 年陳情第 1 0 号 市長や副市長、教育長等、自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている役職の者等と関わりのある企業が、本市の公共事業を受注する事を制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、まずはじめに継続審査となっている陳情の審査を行います。

令和5年陳情第10号、市長や副市長、教育長等、自治体の重要な政治的意思決定に関与し、広範な裁量権を持っている役職の者等と関わりのある企業が、本市の公共事業を受注する事を制限するための条例である、政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。

継続審査となっておりますので、早速委員の方々の意見を伺いたいと思います。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 継続審査になった1つの意見として、議会、全体の中で少し話を進めていこうというそういう動きがあったように思われます。

実際に議会運営委員長を中心に、各党派の方に聞き取りを行いまして、それで、前向きかどうかわかりませんが、とりあえずこれがつくれるかどうかで進めていくというそういう話になっていると思います。

これは議会サイドの政治倫理条例の話です。

これを受けて議会側としては政治倫理条例を制定するその中身についてはどこまで作るのかというのは、それぞれ近隣自治体によっても温度差がある中で、条例化するのかそれとも条例ではない形にするのか、またあと細かい内容についても、例えば資産公開までするのかしないのかとか、そういう細かい話は別として、大枠の中で前向きに進めていこうという議会サイドの意見は、ほぼ各党派まつまりつつある中で、この陳情は、特別職に市長、副市長、教育長等、行政職の特別職に対する政治倫理条例っていうふうに理解しますが、議会側も進めていくのに当たって、市長サイドも進めて欲しいというそういう意見、議会側からの意見としてね、これおそらく議会側の条例は議会が提案する。

市長サイドのこの政治倫理条例は市長サイドで提案するという形に、本来なるものだと思います。

そういう意味で、市長サイドに対して、この市民からの陳情を採択して、市長サイドも進めるように合わせて、私たちと歩調を合わせて、中身についてもおそらく議会サイドと行政サイドで、お互いに相談したりしながら、より中身の良いものを作り上げていくことができると思いますので、市長サイドに対して、一緒にやりましょうという、そういう意思表示としてこの陳情を採択していくのが、私はいいと思います。

そういう観点から、賛成したいと、そういうふうに思います。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかに何かありますか。

北田委員。

○北田宏彦委員 市長に関しては、すでに国の方で定められた資産公開であるとか、その辺は、もう法令で決まった対応はしてると思います。

併せて、市長は我々と一緒、我々と同じく選挙で選ばれた立場の人間なわけですがけれども、副市長、教育長は、また同じ特別職であっても、市長が任命してる立場なので、これらが同等の対応をする必要があるのかってちょっと私も悩むところなんですけれども。

私の考えとしては、今の段階で、我々議会の対応が定まっていない状況の中で、市長、副市長、教育長、三役等に対して政治倫理条例を進めるように、ともちょっと言い切れないのかなっていうところがありますので、私は今回はこれに賛同しかねます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方いらっしゃいますか。

上代委員。

○上代和利委員 趣旨の、こちらの気持ちという部分はわかるんですけども、例えば、仮に条例を制定した後に、その条例を運用する側にもですね、この三者いるわけなんですけれども、特別職の方いるんですけども、同じような、先ほどの北田委員と同じ部分になるかもしれませんが、わかりにくくなる形も今後良くないと思いますので、要件を明確にするように、十分な、また議論も必要ではないのかなというふうに私も思います。

結論は、本当にまだそういう部分、議員の方もこれからですので、拙速ではないのかなってというふうに私も思います。

私も反対というふうに思います。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方、意見ございますか。

斉藤委員。

○斉藤完育委員 私も今、先輩委員よりありましたとおり、趣旨には賛同をする。議員の方と今、そういった形で続けて勉強したり、議論をしたりってところがあるかと思います。

そういう中で、三者、同じ内容の仮に条例ということになりますと、やはり様々な部分で運用するところが難題になってくるのかなというふうに考えております。

もう少し議員の方の部分、十分な議論を重ねた上で、こちらの方をまた新たに進めていくというところがいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 大丈夫ですかね。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) 次に討論ですが希望者ありますか。

黒須副委員長。

○副委員長(黒須俊隆副委員長) 今回、皆さん例えば市長、副市長、教育長を同列にと言っていますが、同列に扱うなんてことは1つことも書いてないわけで、この方は、政治倫理条例、一般論としての政治倫理基準、資産公開制度、問責制度、政治倫理審査会、住民の調査請求権等を定めると、これしか書いてないわけですよ。

具体的なところは、これは実際に倫理条例を作るときは、市長サイドにお任せするということであると私は思います。

だから、今、ザル法と言われているような、市長の資産公開制度、これ非常にザル法です。きちんと、例えばどこまで、定期預金だとかそういうものは公開するのかどうかとか、有価証券等はどうするのかとか、そういうものは、具体的にこれをやらなかったら駄目だと言ってわけではなくて、そういうものを市民に対して説明のつく範囲で作って欲しいんだというそういう意味だということに私は思います。

そういう意味で、議会がこの否決をすることに、不採択にすることによって、この市長にそんなものはないよっていう間違っただけのメッセージを伝えることになっては全く本末転倒な話で、市長にしっかりと考えて、市民が納得のいくような、例えば今、資産公開って話をしましたが、その他に整理倫理基準、問責制度、政治倫理審査会、住民の調査請求権等を定めてくださいと、具体的な内容については、これからしっかりと検討してくださいと、そういう意味だっと思うし、それしか書いてないわけですよ。

だから、先ほど来、市長、副市長、教育長と同列に扱うなとか、また議会が今、考えている最中だからということとは当てはまらない。

本来、議会に政治倫理条例がなくても、真っ先に市長にこそ、政治倫理条例があるっていうのがなきゃいけないと私は思います。

もちろん議会にあるのが望ましいと私は思う中で今、議会の中でも、これから議論していきたいと思っていますが、まずはこの市民の気持ちとして市長、副市長、教育長のような大きな権限を持つ特別職の皆さんに政治倫理規定を作ってもらって守って欲しいという純粋なる市民の願いには、議会として賛成すべきだと思います。

以上で賛成討論とします。

○委員長(土屋忠和委員長) ほかの方、討論ですが希望者ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) 意見がで出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(土屋忠和委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) お諮りいたします。

令和5年陳情第10号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成少数。

よって令和5年陳情第10号は不採択と決しました。

以上で令和5年陳情第10号の審査を終わります。

次に、請願第4号、豪雨による減災対策を求める請願の審査を行います。

請願の内容についてはすでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

黒須副委員長。

○副委員長(黒須俊隆副委員長) ちょっと北田さんあたりが詳しいんじゃないかと思うんで、わかってたら教えてもらいたいんですけども。

L型側溝ってというのが、どういうふうになって、これ取り外しだとかってというのはどういうものを言っているのか、そのあたりどういうものなんですか。

普通の側溝ってのは何かU字になってて、蓋がついてて、その中を水が流れるんですね。L型ってのはこの上を流れるんですか。これ水が。

○委員長(土屋忠和委員長) 北田委員。

○北田宏彦委員 形としては、2通りあると思います。

碎石を敷いて、その上にL型の形をしたものをただ並べてあるだけのケース、昔の古い分譲地とかだとそういうケースがあります。

ですから、排水は浸透せずにそのまま道路の端自体に、どこかしらに流れていくのか自然に乾くのか、あるいはその道路内に滞留するのか。

もう1つ、役所とかで設置してあるL型のものは、下にU字溝が入っていて、その上に蓋の形でL型のものがあるので、途中で穴が、水が落ちる穴が開いていて、その下のU字溝に

水が落ちて、それで何処かの排水の流末にきちっと流れていく。

古い分譲地の場合はどうしても前者、流末がしっかりとれていなくてっていうケースが多いと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ここで陳情者が言ってるL型の問題点っていうのは、具体的には何を指してるんですかね。

さっき聞けばよかったですけど。

この蓋のついてるといふか、この穴の開いているところが詰まっちゃったりするってことを指してるんですか。

こういう写真ありますよね。この穴の開いているところは中に何かあるんですか。

○北田宏彦委員 柵が入ってる。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 柵の下は……

委員長すいません。無視しちゃって……

○委員長（土屋忠和委員長） いやいや。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 委員長の方が詳しいか。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長にご説明しますが、L型の蓋がとりづらくて、掃除が困難だということの趣旨なので、L型、そうですねU字溝の蓋が開きづらいということでございます。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ということは、このL型のこの写真にあるような部分の蓋を取ると、蓋さえ取れば掃除は比較的誰でもできるようなものなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） L型の蓋は、いわゆる水を収集するという役目と掃除をするという役目の2つを持っているので、そのL型の蓋が開けられれば掃除ができるっていう話だと思います。

以上です。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの方向かありますか。

ほかの委員の方の意見を伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 放水先として用水路を開放できないかということなんですが、これは僕は難

しいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 今のお話なんですけれども、両総用水は、従前は、開渠、天井が空いた状態であって、そこに蓋がついてる場所もあったんですが、今からは、8年、9年ほど前に全部パイプライン化されております。

ですから、そこに流入させるっていうのはちょっと技術的に無理があるのかなというふうに思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 大丈夫ですか。

ほかに意見ございますか。

上代委員。

○上代和利委員 本当に気持ち、請願者のお気持ちはお察し申し上げます。

また9月の台風も大変な災害でございました。

よって本議会も議員発議で金谷川の早期改修というか、そういう議員決議を出させていたいただきました。

また今、蓋のお話もあったんですけども、本市の財政上というか、そういう部分も厳しいところもありますし、この平等性というか、そういうのはどうなんでしょうか。

そういった部分で、感じました。

はい、よろしく願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方のご意見お願いいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 ただいまの上代委員の補足をさせていただきますと、昨年9月8日に台風による大雨によりまして、主に浸水のエリアとしまして、永田駅周辺、そしてJR大網駅の周辺、駒込、南玉地区ですかね。

陳情者の方からのお話のあります、大竹地区、これらの地区の浸水の被害を議会として非常に重く受けとめまして、現在、河川改修、大竹地区については、金谷川の河川改修を進捗させ、完成することによって、被害がの軽減が図れると。

また、大網駅の駒込地区ですね、こちらに地区については、現在、県の方で進めております小中川の河川改修、こちらの進捗によって浸水の軽減、あるいは解消ができるのではないかと、で、JR永田駅周辺については、本納地区を流れております赤目川、こちらの方の改修がこれも県の事業で進んでおります。

で、これら3つの河川の改修を早急に進めて、被害の軽減、あるいは解消に努めるようにということで、昨年の9月の議会で決議をあげており、それに応じて市の方も事業の進捗を積極的に図っておるところであるし、なおかつ、県の方にもその辺の要望を強くしているという、そういう経緯がございます。

また、2番の家屋のかさ上げの費用の助成ですが、今回のこの大竹地区においては、私が知り得る限りでも、昭和の時代から度々大雨等で冠水していた記憶があります。

それらを解消するという目的を持って、今現在、金谷川の改修工事というものが進められているわけなんですけど、ただ、金谷川の改修工事どうしても用地の買収がございまして、地権者の合意を得なければ、なかなか進捗ができないと、そういう中で、今現在、担当課の方では進めている現状があります。

家屋のかさ上げ費用の助成等については、これ法的な問題になると思いますが、住宅を購入したときの、その説明がきちりされていたのか、いなかったのか、その辺も論点にはなるとは思いますけど、法的な形での当事者に民事での決着を図っていただいでその中で、個別に対応していただくのが最善の策ではないかと。行政側が今の段階で、これらの助成をすぐ行えるのかということ、行政側の責任という範囲がどこまであるのかというそういう論点にも、繋がってくると思います。

そういう中で、やはり買われたときの、そういう対応が必要なのではないかと私は思います。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の皆さんの意見ありますか。

大丈夫ですか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） 次に討論ですが希望者はありますか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今回6点、請願者は書いてありますが、基本は、1番だと思えます。

あとは、仮に助成を検討してくれとか、そういう、もしできるんだったら減災効果があるんだったら、協議をして欲しいということで、実際は今回の令和元年に続いて、令和5年っていう令和になって2回続いた大雨、これに対しての対策をよりやって欲しいと。

先ほどの協議会で、平成8年に購入したっていうふうに……

(「28年」と呼ぶ者あり)

○副委員長(黒須俊隆副委員長) 28年ですか、令和元年及び令和5年の被害っていうのは、今までにない大きな災害だったわけで、前回私が、質問しましたが、この30年とかでも、もう過去にはなかったというそういう状況の中で、市民からは多くの減災対策を求める声っていうのを私も感じ取っていますし、また何て言うんですか、大竹地区だけの話ではなくて、5番で、5番じゃない4番ですか、大竹地区だけでなく、同様の被害があった地区全体で検討して欲しいという、そういう内容だと思いますので、これはぜひ願意は妥当なので、採択をして、もちろんその費用の面とかそういう面は、市長が考えることですので、市長に対しては市民からはこれだけ減災対策を求める請願があって、議会としても賛同しますというメッセージを送る必要があるという観点から、賛成したいと考えます。

○委員長(土屋忠和委員長) その他にいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○委員長(土屋忠和委員長) では意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) お諮りいたします。

請願第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成少数。

よって、請願第4号は不採択と決しました。

以上で請願第4号の審査を終わります。

次に、陳情第4号、JR永田駅下り改札口設置についての陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

北田委員。

○北田宏彦委員 JR永田駅の東口の改札設置については、私も今から10年ほど前に議会の方で取り上げた経緯がございます。

ただし担当課、企画政策課が担当になりますが、平成19年度からJR東金線複線化促進協議会という団体の中で、毎年JR東日本千葉支社に対して要望を何項目か挙げていると。

私が質問したときもそうだったのですが、その中で、永田駅のバリアフリー化、そして東口改札の設置、これらについては、その後も続けて要望をあげられておりますので、改めてここで採択しなくても、市としては十分認識はしておるのかなと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方、意見ございますか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この陳情者のおっしゃられているこの永田駅の改札口下り改札口を設置するという話、これは私も、あると非常に便利だなというふうに思います。

便利というだけの話ではなくて、バリアフリーの観点等から、今のままじゃ陳情書の写真についているこの立派なスロープがあっても、反対側のホームに渡ることはできないわけです。

それに対して、この下り側のホームから直接外に出られるようになれば、もちろんスロープ等が必要になってくると思いますが、非常にバリアフリーも実現されるし、近隣の住民にとっても便利になると思います。

東金駅で、最近東口改札をつくるというこの新聞に大きく載っていますが、この新聞の記事によると、東金駅の乗降客は、3千数百って確か載って、3,790人っていうふうに1日なってます。

この3,790人は2022年度の話で、おそらく永田駅の2022年度は1,500、1,600人じゃないかと思うんですけど、永田駅、その前までは2,000人くらいはいたみたいなんですけど、コロナで少し減ってるっていう状況で。

そういう意味では、半分くらい、東金駅の半分くらいは、それなりに乗降客のある永田駅で、当然トイレは必要ですけれども、このエレベーター付きの橋脚があればさらにいいと思いますが、そこまでは求めずに陳情者の陳情内容というのは改札口をつけてくれと。

改札口に関しても、有人改札じゃなくて、おそらく今永田駅の上り口って言ういいんですかね、そっちについてるSuica（スイカ）をタッチすればできるそういうものを、これさえJRに作ってもらえればいいんじゃないかというそういう陳情だというふうに、協議会の中で陳情者はおっしゃってました。

これなら十分実現可能性あるんじゃないかと。

また、複線化等促進協議会の中でJRに対して要望をするのではなくてね、これは市の永田駅に対する位置付けとかまちづくりの中で、これはバリアフリー化だとか入口を増設するというそういうことへの陳情だと思いますので、すべてJRにやってくださいというそうい

う要望とはまた別のものだと思いますので、これは議会として、この陳情を採択して、市長にぜひ予算、まずは研究予算、検討予算だけでもいいからつけてくれという、そういうメッセージを送ることが、議会にとっては望ましいことだと私は考えますので、賛成したいというふうに思っております。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の皆さん意見ありますか。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 私はJRの方に要望をしてあるのであれば、それを続けた方がいいのではなかろうかと、そのように思います。

トイレの話と違うのかもしれませんが、トイレもこちらの要望はなかなか受け入れてもらえてないわけで、これもまた、こちらの方で改札口ってというのは、JRの、本来はJRがやるべきものなので、その要望を出していくという方向の方が僕はいいと思います。

なので反対です。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方いますか。

斉藤委員。

○斉藤育委員 私もJRの方に要望を出しているという中で、猪崎委員もおっしゃいましたが、やはりもちろん永田駅ってのは第2の大網白里市の窓口だと思うんですけども、そういった中で、やっぱりJRが、どれだけそこに対してやっていこうという気持ちを見せていただけるかっていうところとっても大事なと思います。

京葉線の問題もそうですし、その辺り含めて、引き続き今現在も、諸々様々な観点からJRの方には要望を出していると思いますので、そこを引き続き行っていくということが大切かなと。

あとはやはりこの財政が厳しい中で、その優先順位ってのももちろんあると思うんですけども、どこを、財政が難しい中でどこからやっていくかというところも含めてですね、要望していくっていう方が、早期の解決になる可能性があるんじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） では、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 次に討論ですが希望者ありますか。

ないですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) 意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) お諮りいたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成少数。

よって陳情第4号は不採択と決しました。

以上で陳情第4号の審査を終わります。

次に、陳情第7号、市民の生活を守るために、道の駅を造る事を中止してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺います。よろしく願いいたします。

斉藤委員。

○斉藤完育委員 陳情7号なんですけれども、まず大網白里市の第6次総合計画において、道の駅等の地域交流拠点の整備というのが掲げられております。もちろん、これはあくまでも総合計画というところに位置付けられておりますので、精査する必要だったりというのはあるのかもしれないんですけれども、前回議会で、道の駅整備検討委員会の設置条例というのも可決している状況というのがありますので、現在の検討委員会において、十分に議論をしていただきたいなと思いますので、そういった意味では、今現在、検討委員会が走っておりますので、こちらは、反対という形でさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長(土屋忠和委員長) そのほかの委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 概ね、斉藤委員と一緒にいるかと思うのですが、9月議会でこれも条例ができて、検討委員会が始まりました。

ですので、しばらく検討委員会の皆さんの活動、動向も少しの見守ってみたいというふう

に思ってますので、反対いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の皆さん。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 本陳情の趣旨としては道の駅作ることが夢物語だと。

とても今、道の駅をつくる状態にないっていうそういうことなんだと思います。

私も一般質問の中で少し取り上げましたが、この道の駅ができる以前に、第1回目、第2回目と、道の駅建設が実際に予算を伴って進む、建設の直前までいった。

第1回目、堀町長の時は用地を取得する直前までいった。前回10年前の計画では、コンサルを入れて、基本計画まで策定した。

それが頓挫した中でそれぞれ事情があるわけですがけれども、10年前のコンサルの報告書自身にその理由が書いてあったわけです。

22万人、年間こないと採算が合わない。

ところが、報告書が出た後、さらに詳しくきつと精査したり、あとは近隣の海の駅だの道の駅でそういうものの、その状況がわかってきた中で、とてももう10万人程度しか入らないんじゃないかという、22万人が20万人しか入らないとか、18万人しか入らないっていうそういうレベルじゃなくてね、もう半分も入らないんじゃないかみたいな全くひどい基本計画だったっていうことと同時に、これが解決しない限りはとても毎年毎年数千万円の赤字を作る、そういう中で、できないだろうというそういうことで中止になったと。

これは行政側が認めていることで、行政側がもうとてもできない、こんなの赤字になってとても維持できないといっていることに対して、今度はできますっていう、何らかの理由をつけて議会に説明もしないで、それでいきなり10年、10年たって、またやりますと。

きっとやりますっていうからには何らかの建設費の算段はついたんだろうと思うけれども、この問題は建設費の算段じゃないんですよ。

建設した後のランニングコスト、維持費をどうやって賄うんだっていうことが、一番大きな問題だったんだと思います。

前回の頓挫した道の駅もそうだったと思います。

そういう意味で、陳情者が書いてありますが、目玉となるコンテンツがなくてこれはコンサルタント会社が報告書の中で、キラーコンテンツがないって言ってるわけです。

有名シェフを呼んでもうまくいかないと、そういうふうにはっきりとコンサル担当がね、いっているような中で、人口的にはどんどん減少して行って、観光客の数もかつては、白里

海岸も3か所も海水浴場を開いて、それで20万人とか、多くの海水浴客がいたわけで。

ところが今回、最新のこの夏のデータでは、7万人だと、年間合わせても9万人だっている、そういうかつての半分以上のそういう状況の中で、これどう考えても10年前の計画よりも、非常に厳しくなっている、10年前の計画の段階で、とても作るような計画ではなかったってことを行政が認めていて、さらに状況が悪くなっているのに、検討だけはしたっていいだろうっていうのは大きな間違いで、たとえ少ない額でも検討委員会なんていうものを作って、それに、企画政策課の方も何人もがついて、無駄なことやってるわけだね。

まずは、前回の計画、どう改善したのか、それを説明してからじゃないと、新規の計画をするべきではない。

これ市民にとっての何ていうんですかね、この無駄遣いをそのまま認める、議会が認めることになると思います。

この陳情を採択して、行政側に思いとどまってもらうという意味では、今からでも決して遅くないので、ぜひこの陳情を採択していきたいというふうに考えます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方、意見。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 すいません。ちょっと僕はいなかったんでもう一度聞きたいんですが、この検討委員会っていうのは、議会での決まったことではないんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 決まったことです。

議会で決まりました。議決されてます。

○猪崎紀人委員 議決されたこと。

○委員長（土屋忠和委員長） はい。

○猪崎紀人委員 であれば、その検討委員会うんぬんというよりか、検討委員会でのその議論された内容について、良いとか悪いとかっていう話をすべきではなかろうかなというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） では他の委員。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 議会で決まったことでも、検討委員会が進んでるうちにこれは無理だと、また新たな事実がわかったらそこで引き返すっていうのが賢明なもので、1回議会で決めちゃったら、もう何もそこに犯罪行為があろうが無駄遣いがあろうが何やろう

が進めるんだっていうそういうことにはならないわけで、もう明らかにおかしな状況があると認めるんだったら、これは、かつて検討委員会の設置に賛成したとしても、今回は、もうここでやめてもらうって、そういうことだっていいわけで、実際やめるかやめないかっていうのは、市長の判断ないわけで、現段階で新しい資料を見た中で、議会として、また委員会として、また議員個人としてどう判断するのかってのがとても大切なことだと私は思います。

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですか。

他の委員の方いますか。大丈夫ですか。

（発言する者なし）

○委員長（土屋忠和委員長） 次に討論ですが希望者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） お諮りいたします。

陳情第7号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成少数。

よって陳情第7号は不採択と決しました。

以上で陳情第7号の審査を終わります。

一度ここで暫時休憩とさせていただきます、10分ぐらいいただきたいですね。よろしいですか。20分からでよろしいでしょうか。

すみません、よろしく願いいたします。

（午後2時08分）

◎議案第17号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（午後2時19分）

○委員長（土屋忠和委員長） 再開いたします。

これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に、付託議案の採決を行います。

議案第17号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、大網白里市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課入室)

○委員長（土屋忠和委員長） 総務課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第17号、議案第19号及び議案第26号の説明をお願いいたします。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 委員長。

○委員長（土屋忠和委員長） 課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） それでは、職員の紹介をさせていただきます。

私の隣、副課長の古内でございます。

○古内晃浩総務課副課長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣が行政班長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣が人事班長の高橋でございます。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣が情報政策・業務改革推進班長の小倉でございます。

○小倉博明総務課主査兼情報政策・業務改革推進班長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 私、課長の秋本でございます。

それでは、着座にて、説明をさせていただきます。

はじめに、議案第17号の説明資料をご覧いただきたいと思います。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1の改正の趣旨ですが、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の勤務時間外に、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する職員に対する、新型コロナウイルスワクチン接種手当について、特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了することに伴いまして、当該手当を廃止するため、条例上の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要ですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種手当の支給根拠となる条文、附則第4項から第6項までを削るものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、議案第19号、大網白里市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

改正の趣旨でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、3つの条例で引用する条項につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要ですけれども、大網白里市監査委員に関する条例及び病院事業の設置等に関する条例、そして、下水道事業の設置等に関する条例の3つの条例につきまして、条例中引用する地方自治法第243条の2の2が、第243条の2の8へと繰り下げられたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

続きまして議案第26号、大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

改正の趣旨でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要ですけれども、番号法におきまして、マイナンバーを利用した情報連携を規定した別表第2が廃止され、これに変わります。特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報という用語が定義されましたことに伴い、条例において、同表を運用する箇所について、改正するものでございます。

施行日は、番号法等の一部を改正する法律の施行の日ということで、令和5年6月9日に公布されておりますが、ここから1年3月を超えない範囲内で、政令で定められるものでございます。

現在まだ未定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ご苦労さまでした。

ただいま説明のありました内容について、ご質問等があればお願いいたします。

なお、その際は議案番号をお示してください。どうぞ。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ないようですので、総務課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（総務課退室）

○委員長（土屋忠和委員長） 次に、議案第20号、大網白里市企業等誘致条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、大網白里市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

企画政策課を入室させてください。

（企画政策課入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 企画政策課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案についての審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第20号及び議案第29号の説明をお願いいたします。

○飯高謙一企画政策課長 委員長。

○委員長（土屋忠和委員長） 飯高課長。

○飯高謙一企画政策課長 企画政策課でございます。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

副課長の久保でございます。

○久保 崇企画政策課副課長 久保です。よろしく申し上げます。

○飯高謙一企画政策課長 その隣が政策推進班長の齋藤でございます。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 齋藤です。よろしくお願いします。

○飯高謙一企画政策課長 最後に私、課長の飯高と申します。

以上、出席職員3名でございます。よろしくお願いいたします。

以後は着座にて説明させていただきます。

それでは議案第20号、大網白里市企業等誘致条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

まず、改正の趣旨でございますが、将来的な圏央道全線開通による交流圏の拡大を見据え、本市への企業等の誘致を推進し、産業の振興、雇用の促進等を図るため、雇用促進奨励金の創設及び指定基準の緩和等、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に改正の概要でございますが、今回の改正点は大きく分けて3点ございます。

まず1点目でございますが、市内に事業所を新設した者を対象として、新規雇用者1人当たり10万円、1事業者当たり最大で1,000万円を交付する雇用促進奨励金を創設いたします。こちらの内容は、改正後の条例の第3条第3項に規定いたします。

次に2点目でございますが、奨励措置を適用する事業所の指定基準である常時雇用者の人数を現行の10人以上から5人以上に緩和いたします。こちらの内容は、改正後の条例の第5条に規定いたします。

3点目でございますが、これまで、条例の各条文中に分けて規定していた用語の定義を、改正後の条例の第2条にまとめて規定し直すことにいたします。

改正の概要は以上でございます。

最後に施行日等についてご説明いたします。

改正後の条例の施行日は、令和6年4月1日とさせていただきます。

また、改正後の指定基準や、新たに創設した雇用促進奨励金の適用対象となる事業所は、施行日となる令和6年4月1日以降に、市内に新設された事業所とさせていただきます。

大網白里市企業等誘致条例の一部を改正する条例の制定に関する説明は以上となります。

続きまして、議案第29号、大網白里市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、制定の趣旨でございますが、企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を推進することを目的として、地方自治法第241条の規定により、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に条例の内容でございますが、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源として受け

入れた寄附金を、次年度以降にも活用できるよう、当該寄附を積み立てるための基金を設置し、その基金の管理、運用、処分等について定めるものでございます。

なお施行日は令和6年4月1日となります。

以上が、大網白里市企業版ふるさと納税基金条例の制定に関する説明になります。

企画政策課の説明は以上になります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） ご苦労様です。

ただいま説明のありました内容についてご質問等があればお願いいたします。

なおその際は議案番号をお示してください。

斉藤委員。

○斉藤完育委員 議案第20号について2点お伺いいたします。

こちら企業誘致の条例ということなんですけれども、まず1つ目、こちら周知の方法は、どういった形で周知をされるのかなということ、もう1点が、法人のみへの奨励金、要は法人、個人事業主とかいろいろと種類があると思うのですが、常時雇用というふうになってるから法人のみかなと思うんですが、この2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 飯高課長。

○飯高謙一企画政策課長 まず、周知の方法ですけれども、ホームページのほか、企業が進出される場合には必ず市の方に相談に来られること等が多いものですから、その相談時に説明するという形になります。

あと個人も対象としております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の皆さん意見ありますか。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 議案20号について私の方もちょっと質問させていただきます。

新規雇用者とありますが、これは正社員でなくても、該当するのでしょうか。

お願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 久保副課長。

○久保 崇企画政策課副課長 新規雇用者なんですけれども、こちらはですね、期間の定めのない労働契約を締結していることを条件としておりますので、一般に言われる正規雇用者が条件となっております。

- 委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方、上代委員。
- 上代和利委員 議案第29号ですけれども、企業版ふるさと納税の今年度、2月まででしょうか、1月まででしょうか、どのぐらいあったのかなということと、あと、この条例、もう少し具体的にわかれば教えてください。
- 委員長（土屋忠和委員長） 飯高課長。
- 飯高謙一企画政策課長 まず、今、質問のありました企業版ふるさと納税の実績なんですけれども、こちら令和3年度から受け入れておりまして、令和3年度は5社から60万円、令和4年度につきましては、2社から1,015万円、今年度につきましては、2月末現在で4社から130万円を寄付を受け入れております。
- 委員長（土屋忠和委員長） 何か補足あります。
- 飯高謙一企画政策課長 企業版ふるさと納税につきまして、こちらにつきましてはこの寄附を受入れることによって、市の方で作成した、先ほどの計画に基づいて実施する事業になるんですけれども、4つ挙げてまして、地域再生計画の中では、まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業を新規または拡充する事業について充当できるということで受け入れている状況でございます。
- 委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方。
黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 20号についてですが、これ今までは10人以上で指定されていた企業が、だから例えば11人目を雇ったら1人分10万っていう話が、今度は5人の企業が6人目、7人目で1人、2人という奨励金がもらえるってそういう考え方でいいんですか。
- 委員長（土屋忠和委員長） 飯高課長。
- 飯高謙一企画政策課長 この雇用奨励金につきましては新設ですので、今までなかったものを今回新たに創設して、企業が進出した際に、そういう奨励金を市が改めて新たに創設した形になります。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） これ、今まで元々この条例は、昭和61年からあるみたいですしけれど、この雇用奨励金が創設されて以降ではどんな状況だったんでしょうか。
- 委員長（土屋忠和委員長） 久保副課長。
- 久保 崇企画政策課副課長 すいません、もう一度繰り返してしまおうんですが、まず雇用促進奨励金は、今までなかった制度で今回新設されたものです。

あと従前の奨励金は、固定資産税相当額を奨励金として交付するという制度になってまして、そちらの方は、実績といたしましては、これまで1社のみとなっております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 失礼しました。

29号なんですけど、これ、4月1日からっていうことなので、来年度分以降に集まった、企業版ふるさと納税が基金として、基金に積めるというそういう考え方でいいですね。

○委員長（土屋忠和委員長） 飯高課長。

○飯高謙一企画政策課長 その通りです。来年度以降になります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） まち・ひと・しごと創生関係の事業に使えるということなんですけれども、これ例えば道の駅を造るのに使えるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 飯高課長。

○飯高謙一企画政策課長 そうですね、状況によって使えるようになると思います。

今のところ、地方創生の取り組みとして4つ計画の中であるんですけども、「しごとをつくり、安心して働ける場所をつくる」というのがまず1つと、あと2つ目ですが、「にぎわいと活力にあふれた新しいひとの流れをつくる」、3つ目が、「若い世代が住みたくなる出産・子育て・教育環境を実現する」、4つ目が「誰もが安全で安心なくらしができる魅力的な地域をつくる」、この4つの事業に当てはまるものであれば、該当するというふうになります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） あと、当面、この事業に使いたいなんてそういう、目算と
いうか何ていうか、そういうものはあるのですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 飯高課長。

○飯高謙一企画政策課長 この辺は各課の事業と財政課の方との話し合いにもなると思うんですけども、今までの状況ですと、令和3年度の事業につきましては魅力発信事業ということで、コロナ禍の中、市のことをPRするという事でパンフレット作成だとか、そういうものを実施しております。

それで、令和4年度の事業では、小学校の施設衛生事業ということで、環境整備というこ

とで小学校のトイレの洋式化をこの事業費に充当させていただいております。

令和5年度につきましては、バス通学定期運賃の補助、企画政策課でやっているものなんですけれども、こちらの方に充当と、あとは大網駅南地区まちづくり事業の方に充当ということで、今年度進めているような状況です。

それで、寄附の際に、寄附される事業者の方から、この4つの事業のうち、こういうものに充ててくれというものがあれば、それに関するものに充てているような状況になります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方。

北田委員。

○北田宏彦委員 議案第20号について質問します。

千葉市では、確か誉田にイオンの物流センターか何か誘致するに当たって、ちょっと私記憶が定かではないんですけども、かなり手厚い、1人何十万円かの助成をするような仕組みをとったと思うんですけども、この人数に10万円を乗じた金額ってのは、これ自体は、よその市町の企業誘致の施策としては、どうなんでしょう。

大きいのか小さいのか、標準なのか。

○委員長（土屋忠和委員長） 久保副課長。

○久保 崇企画政策課副課長 10万円なんですけれども、こちらはまず、隣接してる茂原市の方は10万円で奨励金を出しております。

あと、県内も同様にこの制度実施している団体の中で、やはり10万円の団体っていうのは元々この制度が、33団体同じような制度を実施してるところがあるんですが、そのうちの13団体が10万円ということで、一番多い事例ではございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 ちなみにさっき、私がちょっと記憶にないんですけどって申し上げた千葉市は、いくらでしたっけ。

○委員長（土屋忠和委員長） 久保副課長。

○久保 崇企画政策課副課長 千葉市がかなり奨励金の種類が多くて、イオンさんがどの制度で奨励金を受けたのかちょっとわからないんですけども、一応ですね、例としてあるのは、1人30万円ですとか、1人60万円ですね。それで、条件もかなり多くて、場合によって1億円ぐらいのトータルで交付するような仕組みになっております。

以上です。

○飯高謙一企画政策課長 あとですね、ほかの自治体ですと工業団地とか、あとは商業地域定めてるところがありまして、千葉市などですと、地区によってその補助金が出る出ないだとか、補助金の対象になるところがいろいろありまして、例えば工業団地でいくと、千葉土気緑の森工業団地だとか、あとは物流、幕張新都心地区だとかっていう地区を限定して、補助を出す出さないとかってのがある自治体もあるようです。

うちの場合は市内全域ということで、考えております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 できれば、見込みを作って予算措置まで早く取っていただきたいなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ないようですので、企画政策課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

（企画政策課退室）

○委員長（土屋忠和委員長） 次に、議案第27号、大網白里市土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、議案第28号、大網白里市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について、議案第33号、財産の取得についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 財政課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第27号、議案第28号及び議案

第33号の説明をお願いいたします。

○古内 衛財政課長 委員長。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは私の右隣が、副課長の内山でございます。

○内山義仁財政課副課長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 次に私の左隣が主査で、財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 なお本日は、補助員として後列に担当者1名を同席させていただいておりますことをご了承ください。

最後に私、課長の古内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は着座にて失礼いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） どうぞ。

○古内 衛財政課長 それでは去る2月13日、同27日の両日に開催された議会全員協議会でお配りした資料に沿って議案番号順にご説明申し上げます。

はじめに、標題に議案第27号説明資料、大網白里市土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてと記載のA4版1枚の資料をご覧ください。

土地区画整理事業特別会計については、大網駅東土地区画整理事業の円滑な運営と、その経理の適正を図ることを目的として平成16年に設置されたところですが、令和4年7月29日付けで当該事業の換地処分が公告され、実質的に事業が完了したことから、特別会計の設置が不要となったため、これを廃止しようとするものでございます。

なお、施行日は令和6年4月1日といたします。

次に、標題に議案第28号説明資料、大網白里市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定についてと記載のA4版1枚の資料をご覧ください。

東日本大震災復興基金については、東日本大震災からの復興に資する事業の資金に充てるため、平成24年度に設置したところですが、基金の全額を復興事業に充て終え、所期の目的を達成したため、同基金を廃止しようとするものでございます。

なお、公布の日から施行することといたします。

以上が廃止を内容とする条例案2件の概要となります。

最後に、議案第33号、財産の取得についてご説明申し上げます。

なお、本日の審査に当たり、教育委員会管理課から補足資料を提出したいとの申し出がありましたので、配付させていただきたいのですが、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） はい。どうぞ。

（財政課職員による資料配付）

○古内 衛財政課長 それではまず、先の議会全員協議会でお配りした議案第33号説明資料、財産の取得についてと記載の資料をご覧ください。

本案については、4年に1度の教科書改訂に伴い、市内小学校の教師が令和6年度から使用する指導書及び教科書を購入するとともに、より効果的かつ円滑な事業展開を図るべく、指導者用デジタル教科書を併せて購入することを目的として、この度、1者単独での随意契約により、東金市南上宿にある株式会社多田屋と2,218万1,757円で物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

教科書は、国の法律により、確実な供給が求められ、全国的にその供給の仕組みが整えられています。

その中で、教科書を発行する会社は、千葉県においては唯一、千葉県教科書販売株式会社と供給契約を締結し、その上で、千葉県教科書販売株式会社が、地域の書店の中から、教科書取扱書店を選定することで、各学校への安定的かつ迅速な供給がなされているところで

す。そして、本市の小中学校で使用する教科書については、株式会社多田屋がその取り扱い書店として指定されているため、今回の教科書はもとより、指導書の購入に当たっては、同社単独による随意契約を締結することといたしました。

続いて先ほどお配りしたA4横、2枚綴りの補足資料をご覧ください。

こちらは過日開催の議会全員協議会の中で、購入価格や教員数といったご質問がありましたので、一部訂正を含め、新たに資料を配付させていただいたところです。

資料の1枚目は購入価格に関する内容となります。

はじめに、国語から英語までの主要5教科については、紙媒体自体の価格設定はありますが、これにデジタル教科書を合わせて購入する場合は、セット価格となることから、差し引いた金額をデジタル教科書相当額としてお示ししております。

次の書写から生活までの教科は、紙媒体とのセット販売しかないため、紙媒体のみでの金額として記載しております。

次に、音楽ですが、デジタル教科書は今回購入いたしません。

このほか、保健と道徳については、デジタル教科書が発行されていないとのことです。

なお、最後に紙媒体での教師用教科書の金額を記載しております。

このような形で整理すると、今回のデジタル教科書部分の金額については、1,142万4,050円相当となるところです。

続いて資料の2枚目をお開きください。こちらは小学校教員数に関する内容となります。

先の議会全員協議会では、今回の指導書704冊は、教職員数分を購入する旨をお答えしましたが、これはあくまで延べ人数分ということでご理解いただければと存じます。

小学校の場合は、基本的に1人の教諭が全教科を教えるため、当該物品を配付する職員数については、表中でお示しの学級担任95人となるところです。

当課が所管する議案の概要は以上となります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） はいご苦労さまでした。

ただいま説明のありました内容について、ご質問等があればお願いいたします。

なお、その際は議案番号をお示しください。

北田委員。

○北田宏彦委員 説明資料で、デジタル教科書について、デジタル教科書っていう紙の教科書に比較して、何かものすごい高いんだなというふうに改めて感じたんですけども。

これだって、紙のデータを取り込むだけでできちゃう、問題なんじゃないの。

何かその著作権だとかそういう部分で、非常に高額になる理由があるんですかね。

これ、担当課の方もわかんないよね、わかります。

すごいコストが掛かり過ぎるのかなと、こんなに3倍近くも掛かるんだったら、紙の教科書でいいんじゃないかなと思うんだけど、この辺どうなんですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 こちらのデジタル部分につきましては、そもそもライセンス相当額といえますか、そういったものが高額になってる原因となっております。

なおかつ、一般的な紙媒体による教科書と比べますと、教室の大型液晶テレビに、写真や動画など、教師が効果的に授業を進めることができるコンテンツを多く備えている関係から、提示する部分については相当額が掛かるということでございます。以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 同しくまた教えていただきたいのは、このデジタルの部分なのですが、これ4年の周期の改訂に伴い、今の流れにおいて、デジタル教科書になると思うのですが、今回はその2,100万円分が4年後、このライセンスっていうのはまた掛かるものなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 ただいま上代委員からお話があったところですけども、教科書の改訂、こちらにつきましては、4年に1度の改訂ということになっておりますので、今回購入する資料等につきましても、今後4年間使用する形のものとなりますので、4年後、また引き続き同様に今回と同じような導入の作業が発生してまいります。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方は。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 同しく33号議案でデジタルのところなんですけど、前回238ライセンスというふうになっているんですけど、これはどういう計算で238ライセンスになるんでしょうか。

（「少々お待ちください」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡主査。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 こちらのデジタル教科書の238ライセンスなんですけれども、各学年で1ライセンスという形になっておりますので、ちょっと238学年というような形で考えていただくような形になるかと思えます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎議員。

○猪崎紀人委員 わかりました。はい、ありがとうございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかに委員の方。

課長大丈夫ですか。

いいですか、課長。

はい、加藤岡主査。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 ちょっと補足なんですけれども238ライセンス、各学年1ライセンスと申し上げたんですけども、教科によってはこのデジタル教科書を1から6学年すべてで使うというものでもありませんので、教科によっては、3年生から6年生でデ

デジタルを使うというところもありますので、それも踏まえて、各学年1ライセンス相当で配付しておるといような形です。

以上です。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの方、ありますか。

北田委員。

○北田宏彦委員 27号議案なんですけれども、区画整理事業の特別会計を廃止するということなんですけれども、駅東の区画整理事業仮換地まで公告して全部終わったということなんですけれども、一部地権者と訴訟案件があったと思ったので、そちらの方ももう解決したんですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡主査。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 確かにおっしゃられるとおり換地処分の公告が令和4年7月に完了したんですけれども、一部地権者との移転補償、というか、建物の移転補償の金額については、まだ収用委員会の方に、こちらの金額の確定をこれから求めるような形になっておりますので、一応令和6年度の予算においては、5,100万円で予算としては取っており、ただそちらは令和6年度の一般会計の予算の方で措置しておるんですけれども、まだそちらの方については、これからの案件になっております。

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですか。

ほかの委員の方。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ないようで……

○古内 衛財政課長 委員長。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、古内課長。

○古内 衛財政課長 すみません。先ほどの33号議案のライセンス数の関係でちょっと再度ご説明をさせていただきたいんですがよろしいでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） はい、どうぞ。

○古内 衛財政課長 猪崎委員の方から、全部でライセンスが238ということでお話がありました。

こちらにつきましては、市内に小学校が7校ございます。

そうしますと、先ほどうちの加藤岡の方から、1学年につき1ライセンスということでお

話申し上げたんですけれども、国語と算数につきましては、6学年、7校分で42ライセンス、それが2教科ですので84ライセンスになります。

続きまして、理科と社会ですが、こちらは3、4、5、6の4学年分になりますので、4学年掛ける7校で28ライセンス、それが理科と社会の2教科ございますので、合わせて56ライセンスとなります。

それから、英語ですけれども、こちらは小学5年生、6年生の2学年分、こちらが7校で14ライセンス。

そうすると、ただいま申し上げた数を足し上げますと、全部で154ライセンスとなると思います。

これに書写、図工、家庭科、あと生活、こちらが84ライセンス……ちょっと学年の区分までは申し上げられないんですけれども、ただいま申し上げました書写、図工、家庭科、生活のライセンスが、84ライセンス、7校で必要となりますので、ただいま申し上げた84ライセンスに先ほど申し上げた154ライセンス、これを足すと、合計数が238ライセンスという形になります。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ご丁寧な説明ありがとうございました。

ほか、何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ないようですので、財政課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

（財政課退室）

○委員長（土屋忠和委員長） これより、各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第17号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号、大網白里市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第19号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号、大網白里市企業等誘致条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第20号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号、大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第26号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第27号、大網白里市土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは議案第27号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号、大網白里市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第28号について、原案の通り決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号、大網白里市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは議案第29号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案内第29号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第33号、財産の取得について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、議案第33号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された請願、陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(土屋忠和委員長) 次にその他ですが、何かございますか。

なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

◎閉会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） それでは、以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

(午後 3 時 1 1 分)